

「JNL A登録及び認定の取得と維持のための手引き 第23版(案)」(JNRP22)にかかるご意見と回答及びご意見募集後のNITE判断による修正について

No.	ご意見 ※	ご回答
1	<p>・注記で登録免許税について新規と同様になっておりますが、新規の場合と審査工数も同じであり、①審査自体が全くの初回審査と同じになるのか、それとも②実態としては所謂再審査(移設の場合と同様にJNRP21 1.6 (1) ③や(2)のような設備の設置・稼働・管理状況が検査されるほ、ISO/IEC 17011の7.9.4にある「認定を受けた規格の全ての要求事項を“網羅”し試験所の能力を確認」となり、「JNLA登録の申請に必要な書類(JNRP22)」にある登記簿等の全ての書類の(再)提出は必要なしとなるのか、改正時の案内や説明会等で、もう少し詳しく説明があるとよいと思います。</p>	<p>移転前の試験所を廃止し、新規申請していただくこととなりますので、原則、法令に定められる申請書類一式を新たにご提出いただき、初回と同じ審査を実施いたします。</p> <p>なお、過去の実績から移転する試験所は年間数件程度ですので、試験所の事情を踏まえ個別の対応を予定しております。</p>

※ご意見の原文から、個人を特定できる情報などを削除・修正しています。

NITE判断による修正

No.	修正箇所	修正理由
1	<p>1) 「様式15 登録(登録の更新)申請書等変更届」に「変更に伴う登録証等の再交付の希望」の項目を追加</p> <p>2) 「2.2 変更届の記入要領」に「変更に伴う登録証等の再交付の希望」の記載方法を追記</p> <p>3) 「2.4 試験室の改修、試験設備の変更等の場合」に、「変更に伴う登録証等の再交付の希望」の記入例を追記</p> <p>4) 「JNLA登録の取得と維持のための手引き 第23版改正のポイント」に1)を追加した旨を追記</p>	<p>省令※には、変更届(省令第2条第2項の届出)により「登録証記載事項に関する変更」が届け出られた場合において登録証を再交付する規定がないため、当該届出者の希望に基づいて登録証を再交付しています。</p> <p>しかしながら、省令第2条第2項の届出の様式として当機構が定めた様式15には、再交付の希望を確認する項目がなかったため、これを加えることといたしました。</p> <p>※産業標準化法に基づく試験事業者等の登録に関する省令</p>